

財務 VOL.44

年末調整の注意点(改正内容を踏まえて)

毎年12月には年末調整が行われます。毎年のことなので、先生方もだいたいの手続はご理解されておられるかと存じます。しかし、**年末調整は従業員さんが納める税金に直結するものであり、漏れなどがあっては手取りが減少**することがあります。逆に、従業員さんから徴収する税額が少なかった場合には、**医院が責任を問われる場合**もあります。そこで、今回は年末調整でご注意いただきたいポイントをご案内すると同時に、**今年から制度が改正される生命保険料控除**についてご説明させていただきたいと存じます。

年末調整の注意点

【扶養控除】

従業員さんのご家族で給与収入が年間103万円以下の方がいらっしゃる場合、その人数に応じて扶養控除を受けることができます(そのご家族が16歳未満である場合を除く)。扶養控除そのものは皆様よくご存知で、年間給与収入が103万円を超えないようにご注意ください。また、**年の途中で従業員さんの扶養に入っておられるご家族が死亡された場合にも扶養控除の対象となる**ことはあまり知られておりませんので、ご注意ください。

【寡婦控除・寡夫控除】

女性の従業員さんが夫と死別又は離婚した後再婚しておらず扶養する親族(両親や16歳未満の子供を含む)がいる場合、**もしくは夫と死別した後再婚しておらず年間の給与収入が688万円以下である場合には、27万円の「寡婦控除」が受けられます。**さらに、離婚・死別いずれの場合でも、給与収入が688万円以下で、**かつ扶養する子供がいる場合には、「特定の寡婦」となり控除額が8万円増えて35万円となります。**

また、あまり知られておりませんが、**男性でも、妻と死別又は離婚した後再婚しておらず、給与収入が688万円以下で、かつ、扶養する子供がいる場合には、27万円の「寡夫控除」を受けることができます。**

【国民年金の取扱い】

従業員さんから年末調整の書類を提出していただくと、年間の給与収入が103万円以下の従業員さんが国民年金の控除証明書を提出されることがあります。国民年金の保険料は社会保険料控除の対象になりますが、**年間103万以下の給与収入ではもともと納税が発生しないため、社会保険料控除を活かすことができません。**そこで、そのような場合には、**従業員さんの親御さんなど、その従業員さんを扶養されているご家族の社会保険料控除として、年末調整・確定申告に活かしていただいた方が従業員さんにとって有利になります。**

生命保険料控除の改正

昨年までの生命保険料控除は、「一般生命保険料控除」と

「個人年金保険料控除」の2種類でしたが、**平成24年1月1日以降に締結される保険契約に対して「介護医療保険料控除」が新設**されました。「**介護医療保険料控除**」の対象となるのは、**入院・通院の医療費等の負担に対して保険金が支払われる契約の保険料**です。従来から「一般生命保険料控除」に含まれていた内容もございますが、従来の制度では控除対象とならなかった契約が、対象となる場合もあります。

今回の改正は、今年1月1日以降に締結された保険契約を対象とするので、旧制度と新制度の保険契約が混在することになります。そのため、保険会社から届く控除証明書には、新旧いずれの保険契約であるかが明示されております。また、従来では「一般生命保険料控除」の対象となる保険契約では、支払った保険料の全額が生命保険料控除の対象となることがほとんどでしたが、**新制度では特約の内容ごとに「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」の対象になるかが判断**され、支払った生命保険料のうち、いずれの控除の対象にもならない部分も発生します。制度が複雑になり、混乱されることもあるかと存じますが、くれぐれもご注意ください。

また、「介護医療保険料控除」の新設に伴い、今年1月1日以降に締結される保険契約では、「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」の控除額の上限が、下表のように、5万円から4万円に下がります。しかし、**全体としての上限は10万円から12万円に拡大**しますので、今回の改正が有利に働く場面が多くなるでしょう。

昨年までに締結した保険の生命保険料控除額	
控除対象保険料(支払額)	控除額
25,000円以下	保険料の全額
25,000円超 50,000円以下	保険料の1/2 +12,500円
50,000円超 100,000円以下	保険料の1/4 +25,000円
100,000円超	一律50,000円

今年以降に締結した保険の生命保険料控除額	
控除対象保険料(支払額)	控除額
20,000円以下	保険料の全額
20,000円超 40,000円以下	保険料の1/2 +10,000円
40,000円超 80,000円以下	保険料の1/4 +20,000円
80,000円超	一律40,000円

最後に

年末調整を会計事務所をお願いされている先生方も多いと思いますが、見落とされがちなのは、従業員さんと普段から接しておられる先生方がよくご存知な事柄かと存じます。会計事務所に任せきりにするのではなく、まずは**先生方がご注意ください**と、**本人も意識されていない控除を受けることができれば、従業員さんからの感謝にもつながることでしょう。**